

沖縄警察署からのお知らせ

○ 「女性に対する暴力をなくす運動」について

1 趣旨

配偶者・恋人等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

このような、女性に対する暴力をなくすためには、警察、行政、関係機関・団体等が緊密な連携を図り、社会一体となって、それぞれの立場からあらゆる取り組みを行い、女性に対する暴力は決して許されないものであるとの社会認識を醸成することが必要である。

2 実施期間

平成28年11月12日（土）から11月25日（金）までの2週間

※ 11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」

3 主唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁



～ 社会全体で女性に対する暴力をなくそう！！～